

コワーキングスペース 「未来会議室」 入会契約約款

本約款は、一般社団法人 未来会議室（以下「当法人」という）と、当法人の運営する「未来会議室」（以下「当施設」という）への入会を希望する者との間において締結される、当施設への入会、当施設に関連する施設利用および提供されるサービスの利用等に関する契約を定めるものです。

このほか、本約款は、当施設の会員になることで各種サービスの利用者として登録された記名登録者の遵守すべき内容も規定しています。

第1条（当施設の目的）

当施設は、九州 熊本県で働くすべての人に「働く」をおもしろくする空間として、またイノベーションを生み出し推進する交流の場として、様々な専門分野の人々の交流の場として、各種サービスの提供を行なうことを目的とします。

第2条（会員の種類）

当施設の会員は、月額会員（法人・団体）、月額会員（固定席）、月額会員（フリー席）、一般会員とする。

第3条（会員概要）

1. 会員は、当法人に対し当施設の会員として入会を申込み、当法人の承諾を得て、当施設へ入会した会員（個人、法人、その他団体を含む）とします。
2. 会員のうち個人名義で入会する会員（以下「個人会員」という）は、当法人所定の方法により自己の氏名を記名登録することにより各種サービスを利用できるものとし、当該個人会員以外の者を各種サービスの利用者として登録することはできない。（以下、これにより登録されたものを「個人記名登録者」という）
3. 会員のうち法人、その他団体名義で入会する会員（以下「法人会員」という）は、一つの入会契約に基づく会員の権利・義務（以下、かかる権利義務関係を「会員権」、一つの入会契約に基づく権利義務関係を「会員権一口」という）につき1名（個人のみ、法人その他団体を含まず。尚、当該1名とは入会する法人、その他団体に属する者であるものとする。但し、別途当法人が認めた場合、この限りではない）を、事前に当法人の承認を得た上で、当法人所定の方法により記名登録できるものとし（以下、これにより記名登録された者を「法人記名登録者」という）、これにより法人記名登録者は、各種サービスを利用できるものとする。
4. ドロップイン利用の場合のみ前1項所定の会員登録の手続きをせずに当施設を利用できるものとする。
5. 前2項にかかわらず、当法人は、本約款に基づく特典、キャンペーンとして、各種サービスの利用者に関し、本条とは別段の定めをおくことができるものとする。

第4条（記名登録者）

1. 記名登録者は、記名登録の前に、本約款等を確認の上、本約款等の全条項を遵守することを誓約する書面（以下「誓約書」という）に署名・押印し、これを当法人に提出するものとする。
2. 記名登録者の記名登録に関する当法人の承諾は、前項の誓約書が提出されていることを条件とする。

第5条（会員等の資格）

1. 次に該当する者は、当施設の会員等として入会および記名登録を受けることができない。
 - 1) 1名以上の会員等による紹介のない者。但し、当法人が別途承諾した者についてはこの限りでないものとする。
 - 2) 年齢満20歳未満の個人。但し、当法人が別途承諾した者、または親権者全員の同意がある者についてはこの限りではないものとする。
 - 3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条2号に定義する暴力団（以下「暴力団」という）、同法第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）、ならびに以下の者
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる者
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加え目的を持ってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる者
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
2. 当施設の会員となった者が前項3号に該当するものであることが判明した場合、または新たに前項3号に該当することとなった場合には、当該会員は、当施設の会員としての資格を失うものとする。この場合、当該会員は、会員としての資格を喪失すると同時に、当施設を退会したものとみなし、各種サービスを利用する権利等、会員としてのいかなる権利、特典を失うものとする。
3. 記名登録者につき、1項2号ないし3号に該当する事由があることが判明した場合、その記名登録は効力を失い、当該記名登録者は、各種サービスの提供を受ける資格を失うものとする。
4. 月額会員（固定席）、月額会員（フリー席）、月額会員（法人・団体）を希望する場合は、1ヵ月以上の利用を条件とする。1ヵ月未満の利用で、退会を希望する場合でも1ヵ月分の施設利用料を支払うものとする。

第6条（会員の権利・義務）

1. 会員は、会員が当法人に支払うべき別表に定める会費、各種手数料等を支払い、その上で定められる各種サービスの利用に応じその利用料を支払うことで各種サービスを利用できるものとする。
2. 記名登録者は、当該記名登録者を登録した会員が当法人に支払うべき別表に定める会費、各種手数料等を支払い、その上で当該会員または当該記名登録者が、別表に定められる各種サービスの利用に応じその利用料を支払うことで、各種サービスを利用できるものとする。
3. 会員は、前項に定める権利を除き、本施設その他の本施設に付属する財産に関し、所有権、賃借権を含む一切の権利を有しないことを確認する。
4. 会員は、以下の各号に定める義務を負うものとする。
 - 1) 本約款等を遵守すること。
 - 2) 当施設の健やかな発展と会員相互シナジーに貢献すること。
 - 3) 当法人もしくは会員が、当施設で展開する活動に積極的に参加し、協力すること。
5. 会員は、各会員が記名登録者として登録した者、および当施設に同伴または紹介した会員以外の者（以下「同伴者等」という）の行為に責任を持ち、他の会員等の同伴者等に対し損害を与えないよう監督義務を負うものとする。尚、当該記名登録者または同伴者等が、当施設での言動に関して、当法人または他の会員等ないし他の会員等の同伴者等に対し損害賠償債務等を負う場合、その他当法人または他会員等ないし他の会員等の同伴者等に対し損害を与えた場合には、会員は記名登録者および同伴者等の監督義務違反による責めを負うほか、その損害賠償債務を連帯保証し、その損害の賠償の責を負うものとする。
6. 本条各行の規定に関わらず、本約款の規定により会員資格停止・除名とされた会員および当該会員が登録した記名登録者は、当施設が提供する各種サービスを利用不可とし、さらには会員等としてのいかなる権利も行使できないものとする。

第7条（入会契約の申込等）

1. 当施設の会員となることを希望する者（以下「入会希望者」という）は、本約款等の内容を確認・承認した上で、当法人所定の手続きに基づき、当法人に入会を申込みものとする。
2. 当法人は、入会希望者の入会申込みを受付けた後、当該入会希望者ならびに当該入会希望者が設定する記名登録者との面談を行なう、月額会員（法人・団体）として申込を受付けた場合は入会希望の法人・団体の代表者もしくは担当者との面談を行なう。但し、当法人の判断により面談を行わない場合があるものとする。
3. 当法人は、入会申込書および面談の結果等を通知するものとする。

第8条（入会契約の効力発生時期）

1. 当法人と会員との入会契約は、以下の時点で効力が発生するものとする。会員は、これ以降、特定商取引法で定めるクーリングオフの場合を除き、入会契約を撤回することはできない。

月額会員（固定席）（フリー席）（法人・団体）及び、一般会員入会希望者は、入会手続きを完了し別表に従い会員カード発行手数料を支払った時点。
2. 入会契約の効力発生以後、入会希望者は会員としての権利を享受し、義務を負うものとする。

第9条（会費）

1. 月額会員（固定席）（フリー席）（法人・団体）で会費を月払いとする会員の月会費については、以下のとおりとする。
 - 1) 月会費の額
別表記載の通り
 - 2) 支払方法
銀行口座引落としによる支払（前払い）
 - 3) 会費の発生時期
入会契約成立日の属する月から発生
 - 4) 月会費の引き落とし日
当法人は、毎月26日時点で、翌月分の月会費を銀行口座から引落しする
 - 5) その他
初回月会費支払は入会時に現金で支払うものとし、入会契約成立日の属する月の残日数に応じた日割り分を含めた3か月分を支払うものとする。算出方式は下記のとおり。
$$\text{【初回会費支払金額】} = \text{【属する月の残日数】} \times \text{【属する月の日割り月会費】} + \text{入会日翌月および翌々月の月額会費（2か月分）}$$

※初回月会費の支払は原則入会時に支払うものとする
2. 当法人は、合理的範囲内で、会費の額、その支払方法および支払日を変更できるものとする。また会員はこれを異議なく承諾するものとする。
3. 会員は、会費の支払債務と、当法人が会員等に対して負担する債務とを相殺することはできないものとする。
4. 会費は、本約款に規定する会員資格の停止期間中には発生しないものとする。
5. 会費、各種手数料等、各種サービスの利用料その他の一切の金額の支払いに際して発生する手数料の負担は特段の定めのない限り、支払義務を負う会員または同伴者等が負担するものとする。

第10条（退会）

1. 会員は、当法人が定める所定の方法に基づき退会届を当法人に提出することにより、退会届提出日の当月末日を退会日として、入会契約を解約の上、退会することが出来るものとする。
2. 月額会員（固定席）（フリー席）（法人・団体）は、本約款の定める会員資格停止日から60日以内に当法人が定める会費を支払わない場合、会員資格停止日を退会日として、自動的に退会するものとする。
3. 退会届の提出は、原則退会希望日の2か月前とし、当法人が認める事由がない限り支払い済み会費の払い戻しは行わないものとする。
4. 会員は、退会日の満了をもって、会員としての一切の権利を失い、各種サービスを利用できなくなるものとする。この場合、退会した会員により記名登録された者も、各種サービスを利用する一切の権利を失うものとする。
5. 本約款に定める文書による注意、警告または資格停止処分をもってしても会員の会費・各種手数料等の滞納が改善されない場合、当法人は本約款に定める会員資格停止または除名処分により会員を退会させることができるものとする。

第11条（会員証）

1. 当法人は、入会契約の成立後速やかに、ドロップイン利用のみを除き当該入会契約に係る会員が記名登録した者の為に会員証を作成し、これを当該会員に貸与する。
2. 会員は月額会員（法人・団体）としての申し込まれた法人・団体に所属するものを除き、当該会員自身が記名登録した者に対し、会員証を交付する以外に、第三者に会員証を交付・貸与等することはできないものとする。但し、当法人が別途承諾した者についてはこの限りでないものとする。
3. 記名登録者以外の第三者が会員証をもって各種サービスを利用した場合、当該会員証が7項所定の届出がなされた後に利用されたものでない限り、各種サービスに関する利用料等の支払いを含むすべての責任および債務は、当該会員証の貸与を受けた会員のほか、記名登録者も会員と連帯して負うものとする。
4. 会員は、次の場合当法人に対し会員証を返却します。尚、会員は自身の責任により当該会員が記名登録した者に交付された会員証を当法人に返却するものとする。
 - 1) 当該会員が退会する時
 - 2) 当該会員が退会したとみなされた時
 - 3) 当施設の全部が廃止された時
 - 4) 上記以外で、当法人が会員証の返却を求めた時
 - 5) 本約款に定める記名登録者の変更、追加、削除を行う時
5. 会員証は譲渡、転売、貸与、担保の用に供してはならないものとする。
6. 会員が個人である場合、会員証の貸与は当該会員等に専属的なものとして、相続の対象

とならないものとする。

7. 会員が会員証を紛失もしくは盗難された場合には、直ちに当法人に届け出るとともに、所定の会員証再発行手続きを行なうものとする。尚、この場合当該会員証の貸与を受けていた会員は別表に定める会員証再発行手数料を所定の支払い方法により支払うものとする。
8. 会員は、会員証の再発行後、紛失もしくは盗難された会員証を発見した場合、速やかに当該会員証を当法人に提出するものとする。

第12条（会員の登録内容の変更）

1. 会員等が当法人に届け出た内容につき変更が生じた場合、会員はすみやかに当法人所定の方法により変更の届け出を行うものとする。
2. 前項に基づく変更の届け出を怠ったことにより会員に不利益な事由が発生した場合でも当法人には何ら責任を負わない。

第13条（記名登録者の変更、追加、削除）

月額会員の会員は記名登録者の変更または追加をすることができる。その際の記名登録者の変更または追加の場合には、変更または追加を希望する記名登録者について、本約款に定める記名登録手続と同様に当法人の承認を得ることで、記名登録者を変更または追加できるものとする。尚、この場合当該会員は、別表に定める会員証発行手数料を支払うものとし、当法人は変更または追加された記名登録者のための会員証を作成し、当該会員に貸与する。月額会員（個人契約）は一旦退会頂き、再度申込手続きをするものとする。

第14条（会員種類の変更）

会員が、入会契約で定めた会員の種類の変更を希望する場合、当法人が承認した場合は変更できるものとする。

第15条（各種手数料等）

1. 会員および記名登録者の登録または記名登録者の変更等の役務にかかる手数料（以下「各種手数料」という）は、別表記載のとおりとする。会員は、当法人に対する別表記載の役務提供の依頼を撤回できないものとし、当法人は一旦受領した各種手数料等を返還しないものとする。
2. 当法人は、別表記載にも関わらず、合理的範囲において、各種手数料等の額、支払方法および支払日を変更できるものとし、会員はこれを予め承諾するものとする。

第16条（会員等資格の譲渡および承継）

1. 会員の地位およびこれに基づく権利は本約款に定める記名登録者の変更の場合を除き、譲渡、転売、貸与、担保の用に供してはならないものとする。

2. 会員等が個人である場合で会員等が死亡したときは、その死亡と同時に当然に会員等の資格は消滅し、当施設を退会したとみなし、会員の地位は相続の対象にはならない。

第17条（文書による注意、警告）

当法人は会員に以下の事由が存する場合、文書による注意、警告を行うことができるものとする。

- ② 会費・各種手数料、各種利用料等（以下「会費等」という）の支払いが遅れた場合
- ② 会員または当該会員の記名登録した者ないし同伴者等（以下「会員関係者」という）が、本約款等に違反した場合、またはその合理的疑いがある場合
- ③ 会員または会員関係者が、当法人による施設の運営に協力しなかったり、他の会員等の当施設の利用を妨げたりするなど、施設の健全な発展を妨げるような行為を行った場合
- ④ 会員または会員関係者が、当施設スタッフまたは他の会員または会員関係者に対し、威圧的または暴力的発言を行った場合
- ⑤ その他、会員または会員関係者が、当施設に不相当な行為を行った場合

第18条（会員資格の停止、除名）

1. 当法人は、会員が以下に該当する場合は、その裁量により、期限を定めることなく、その会員の会員資格を停止することができるものとする。

- ① 会費を長期にわたり滞納または滞納することが見込まれる場合、または会費等を滞納し、その回収に困難が発生すると当法人が判断した場合。
- ② 本約款等に対する重大な違反があったとき、またはその疑いがある場合。
- ③ 前条第1号ないし5号の事由が生じ、当法人が前条による注意、警告を行なったにもかかわらず、かかる事由が解消しなかった場合
- ④ 会員または会員関係者が、当施設の内外を問わず、当施設の名誉が傷つけられるような言動を行なった場合
- ⑤ 会員または会員関係者が、当施設での言動により、当法人または当施設の他の会員等に損害を与えた場合
- ⑥ 会員または会員関係者が、当施設内において犯罪・暴力行為に関与した場合
- ⑦ 会員が当法人に事前の通知なく住所を移転した場合、その他会員の居所が不明となった場合

2. 当法人は前項の場合、届けられた住所宛てに会員資格停止処分、除名処分にかかる通知を送し、その発送日をもって会員資格停止処分の開始とする。

3. 当法人は、その裁量により会員資格の停止を解除することができるものとする。

この場合当法人は届けられた住所宛てに解除通知書を送送することにより、会員資格停止処分を解除することができるものとする。

4. 会員が会員資格停止処分を受けた場合、当該会員により記名登録された者も会員として

の資格が停止されるものとする。

第19条（特典、キャンペーン）

当法人は、その裁量により、会費、各種手数料等、各種サービス利用料、記名登録者数、各種支払条件等について特典の設定、キャンペーンの実施ができるものとし、会員等はこれを異議なく承諾するものとする。

第20条（禁止事項）

1. 当施設では、会員および同伴者等による、政治活動、宗教活動、ならびに当法人の事前の承諾のない営利活動はできない。
2. 月額会員（固定席）（フリー席）（法人・団体）以外の者は、名刺、WEBサイト、印刷物等に所在地を記載することはできない。但し、月額会員（フリー席）はオプションサービスを申し込んだ者に限る。
3. 会員等および同伴者等は、当施設の内外を問わず、他の会員等の迷惑になる行為や誹謗中傷等の言動は慎むものとする。
4. 当施設内ではネットワークビジネス、マルチ商法もしくはそれに準ずる当施設の利用を一切禁止しております。上記行為が行われていると当方にて判断もしくは、他のお客様より報告があった場合は会員資格を全て停止いたします。
尚、会員資格停止処分を受けた場合いかなる事由があろうと、それまでに発生したご利用料金の返金は致しかねます。損害に関しても一切責任を負いかねます。

第21条（営業時間等）

1. 当施設の休館日は、別途当法人の定める日とする。
2. 前項のほか、天災地変等により当施設の施設が不測の損害を被った場合、または当施設の改修・補修が必要となった場合には、当法人は、相当な期間当施設の全部または一部を休館、閉鎖できるものとする。
3. 当施設を休館または一時閉鎖する場合、当法人は、適当と認める方法によって事前にこれを会員に通知する。但し、緊急を要する場合等、やむを得ぬ場合はこの限りではないものとする。

第22条（廃止等）

1. 当法人は、当施設の全部または一部を廃止することができるものとする。尚、当施設の全部が廃止された場合には、会員は当施設の会員権を失うものとする。
2. 当法人は、当施設の全部または一部の内容を変更できるものとする。

第23条（本約款等の変更）

当法人は、本約款等の内容を合理的範囲内において変更できるものとし、当該本約款等

変更後においては、当施設における当法人と会員との関係は、変更後の本約款等の内容によって規定されるものとする。尚、当法人は本約款等を変更する際には、当該変更の効力が発生する相当程度以前から、変更内容を本施設内に提示する等の方法により、会員等に十分周知するものとする。

第24条（合意管轄）

会員等および当法人は、会員契約に関するすべての紛争について、熊本地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

—以下余白—

<別 表>

別表1 本施設の表示

所在地：熊本県熊本市中央区下通1-1 2-2 7 CORE 下通ビル5F

別表2 会費の表示（消費税含まず）

会員の種類	席の種類	支払い種別	会費
月額会員（法人・団体）	フリー席	月払い	金 20,000 円／月
月額会員（法人・団体） 2口目以降	フリー席	月払い	金 15,000 円／月
月額会員	固定席（Aタイプ）	月払い	金 25,000 円／月
月額会員	固定席（Bタイプ）	月払い	金 20,000 円／月
月額会員	フリー席	月払い	金 9,000 円／月
一般会員		—	金 0 円

※月額会員（固定席）：郵便受取、ロッカーサービスなどオプションサービスを含む

別表3 各種手数料等の表示（消費税含まず）

役務の内容	手数料の金額	支払い方法
会員登録及び会員証発行手数料 未来会議室フェリカカード使用	1口1回の手続きにつき 金 1,500 円	会員証発行時に現金にて 支払い
会員登録及び会員証発行手数料 持参フェリカカード使用	1口1回の手続きにつき 金 500 円	会員証発行時に現金にて 支払い
会員証再発行	1口1回の手続きにつき 金 1,500 円	会員証再発行時に現金にて 支払い
銀行口座振替手数料	毎月の会費引落としにつき 金 150 円	銀行口座引落とし

別表4 MTGBOX・イベントBOX・リフレッシュスペース利用料及びキャンセル料の表示（消費税含まず）

役務の内容	利用料の金額	支払い方法
MTGBOX 利用	「未来会議室」細則に記載	利用時に現金にて支払い
イベントBOX 利用	「未来会議室」細則に記載	利用時に現金にて支払い
イベントBOX キャンセル料	「未来会議室」細則に記載	キャンセル時に現金にて支払いも しくは指定口座に振込

リフレッシュスペース利用	「未来会議室」細則に記載	利用時に現金にて支払い
リフレッシュスペースキャンセル料	「未来会議室」細則に記載	キャンセル時に現金にて支払いもしくは指定口座に振込

※MTG BOX、EVENT BO の利用に当たり月額会員（固定席）（フリー席）（法人・団体）もしくは一般会員の登録がお済でないお客様は上記合計時間の利用料金と合わせて 1,000 円/1 回（税別）頂戴いたします。

別表5 オプション利用料の表示（消費税含まず）

役務の内容	利用料の金額	支払い方法
会社登記・郵便受取り	金 3,000 円/月	銀行引落し
代引き受取り	金 2,000 円/月 10 回まで	銀行引落し
ロッカー利用	金 1,000 円/月	銀行引落し

※会社登記を行わず、郵便受取りのみでも料金は変わりません。

※代引き受取りのオプションは会社登記・郵便受取りオプションを申し込まれている方のみご利用いただけます。

※代引きの荷物受け取りの際は事前に代引き金額を受付までお預けください。

代引き金額の事前預かりがないお荷物に関しては荷物のお受け取りは致しかねます。

※1 ヶ月あたり 11 個目からの代引きのお荷物は 300 円/1 件発生し、指定の口座より銀行引き落としさせていただきます。

以上

コワーキングスペース「未来会議室」細則

本細則は、コワーキングスペース「未来会議室」（以下、当施設という）の会員、記名登録者、同伴者が当施設から提供する各種サービスを利用する場合の注意事項、遵守事項等を定めたものです。会員、記名登録者、同伴者におかれましては、本細則および「未来会議室」入会契約約款の内容をご確認、遵守いただきたく存じます。

尚、本細則の記載内容と、「未来会議室」入会契約約款の記載の内容が異なる場合、「未来会議室」入会契約約款の記載が優先して適用されるものとします、ご了承ください。

第1章 手続き

第1条（入会について）

1. 当施設への入会希望者は、入会申込申請後の当法人との面談時に、必要事項を記載した当法人所定の申込書関係書類を併せて、下記資料を当法人に提出してください。
 - (1) 月額会員（固定席）（フリー席）の入会の方 ※個人の場合
 - ①本人の氏名、年齢、住所、勤務先等を確認できるもの（免許証等の顔写真が確認できるもの）
 - (2) 月額会員（固定席）（フリー席）（法人・団体）の入会の方 ※法人の場合
 - ①法人の登記簿謄本および代表者証明書および契約担当者の名前、住所、勤務先を確認できるもの。但し、当法人が別途承諾した者についてはこの限りでないものとする。
 - ②法人記名登録者の氏名、年齢、住所、勤務先を確認できるもの（免許証等の顔写真が確認できるもの）
2. 入会申込み受付け後、面談の日時を決定いたします。尚、面接終了後、当法人での登録情報を目的に写真撮影を行いません。

第2条（退会について）

当法人所定の退会届に必要事項記載の上、会員証と共に当法人にご提出ください。

第3条（会員証の再発行について）

当法人所定の再発行依頼書に必要事項記載の上、当法人にご提出ください。

第4条（記名登録者の変更について）

会員は記名者登録変更ができません。変更の場合に一旦退会していただき、改めて入会手続きをして頂きます。予めご了承ください。

第2章 当施設について

第5条（営業時間等について）

1. 当施設の営業時間は09時00分から23時00分とし、入館は22時00分までとします。営業時間および最終入館時間等が変更の場合には、当施設内にて事前に掲示もしくはWEBサイト上の掲載により通知いたします。但し、緊急時などやむを得ない場合はこの限りではありません。ご了承ください。
2. 当施設の休館日は年末年始および当法人が指定した日とさせていただきます。尚、休館日については当施設内にて事前に掲示もしくはWEBサイト上の掲載により通知いたします。但し、緊

急時などやむを得ない場合はこの限りではありません。ご了承ください。

第6条（喫煙・飲食・飲酒等について）

1. 当施設内での喫煙はご遠慮ください。
2. 当施設指定場所以外での食事・飲酒はご遠慮ください。

第7条（会員証について）

1. 当施設での入館時および退館時には、必ず会員証を受付にてご提示ください。
2. 当施設内では必ず会員証を携帯し、常時見やすい場所に示してください。また、スタッフが提示を求めた場合には必ずご提示ください。
3. 会員証をお忘れの場合は受付でお申し出ください。

第8条（同伴者について）

1. ドロップイン、一般会員を除く、記名登録者1名もしくは月額会員（法人・団体）1口につき同時に最大5名まで、無償で同伴者の入場が可能です。（マンスリーチケット会員も含む）
2. 同伴者の入室時間はお一人2時間までとさせていただきます。2時間以降も滞在される場合はドロップインと同じ形態で料金が自動的に発生いたします。
3. 同伴者とは、短時間の打ち合わせ相手の事を指す。月に何度も利用する場合や当施設を長時間利用したり、パソコンや事務用品等を使用して作業をする場合は、同伴者とせず、施設利用料を入会契約約款に基づき所定の方法にて支払うものとする。その他、当法人の判断により同伴者とみなさない場合も同様とする。
4. 記名登録者の同伴者は、入退室時および施設内では必ず記名登録者と共に行動をお願い致します。同伴者のみで行動し、当該同伴者を入場させた記名登録者の当施設での滞在が確認できない場合は、同伴者にご退室いただく場合があります。
5. 記名登録者1名につき同伴者が5名を超える場合であっても、当法人の判断により当施設への入場を認める場合があります。但し、その場合、同伴者の施設利用料は入会契約約款に基づき所定の方法にて支払うものとする。
6. 同伴者としての利用は1日1回までとし、複数の月額会員の同伴者として利用することはできないものとする。当日の同伴終了後、継続して利用する場合は規定の料金を支払うものとする。

第9条（迷惑行為の禁止について）

1. 当施設内では、携帯電話のマナーモードに設定の上、通話の際は当施設内の電話専用ブースをご利用頂くなどして、周りの方の迷惑にならないようご協力のほどお願いします。
2. 当施設内では、席の確保やその他事由にかかわらず、荷物等を長時間放置されることはご遠慮願います。当法人において荷物等が長時間放置されていると判断した場合、当法人にて移動もしくは遺失物として処理させて頂く場合があります。また、この場合には、安全上の理

由等により、荷物や封筒を開封したりするなど内容確認する必要があることをご了承ください。

第10条（拾得物・遺失物の取扱いについて）

当施設で、当法人関係者により忘れ物、落し物等（以下「拾得物」という）を発見した場合、当法人関係者は当施設にて当該拾得物を一時保管いたします。尚、当該拾得物は一定期間後に警察へ届けます。

第11条（当法人からの各種案内について）

当施設および当施設に関する各種案内等は、原則当施設内での掲示、eメール、WEBサイトを通じて行うものとします。尚、各会員への個別な重要事項等の案内は郵送にてお知らせする場合があります。

第12条（免責事項について）

免責事項として、以下事由等が発生の場合には、事由にかかわらず当法人は一切の責任を負いかねます。

- （1）当施設内における盗難、紛失、事故等
- （2）会員および同伴者を含む当施設利用者間で発生したトラブル等
- （3）当法人の責でない事由による当施設内の什器、機器、配線等の故障、破損等の異常

第13条（諸規定の制定、改廃について）

当法人は、本細則等の内容変更、制定、改廃できるものとする。この際、会員および同伴者はこれを異議なく承諾するものとします。

第3章 各種サービス

第14条（各種サービスの提供について）

当法人は本章記載のサービスを会員および同伴者に提供します。各サービスを利用できる会員および同伴者の対象範囲と提供方法等は次条以降定めます。尚、特段の定めのない限り、各種サービスの利用に伴う利用料は会員が当法人に支払う会費に含まれるものとします。

第15条（受付での来客対応について）

記名登録者宛に受付へ来客があった場合には、当該記名登録者に予め登録の携帯電話等で直接ご連絡いたします。但し、記名登録者ではない会員への来客対応は致しかねます。あらかじめご了承ください。

第16条（受付電話番号について）

当施設の代表受付電話番号を、会員及び記名登録者の電話番号としてご利用頂く事はできません。また、受付電話番号に外部から会員等宛の電話があった場合にも、伝言等を預かることも致しかねます。あらかじめご了承ください。

第17条（郵便・新聞・宅配の受取りについて）

1. 当施設では、月額会員（固定席）（フリー席）（法人・団体）の記名登録者以外の郵便物・新聞・小包・宅配便等の受け取りはいたしません。尚、この場合当法人は、当該会員向けに届いた郵便物・新聞・小包・宅配便等の紛失、未到着等一切の内容に関して責任を負いかねます。但し、月額会員（フリー席）はオプションサービスを申し込んだ者に限ります。
2. 月額会員（固定席）（フリー席）（法人・団体）の記名登録者宛に届いた郵便物・新聞・小包・宅配便であっても代引きのお荷物の受け取りはいたしません。代引きのお荷物をお送りする場合はあらかじめ「代引き受け取り」のオプションサービスにお申し込みください。
3. 月額会員（固定席）およびオプションサービスを解約後1ヶ月以内に届いた郵便物に関しては該当会員に連絡を行い受け取りをしていただきます。解約後1ヶ月経過後、届いた郵便物に関しては当法人の判断で廃棄させていただきます。

第18条（記名登録者および同伴者向けロッカーについて）

1. 記名登録者および同伴者は当施設に設置されているロッカーをご利用頂けます。ロッカーの利用時間は利用開始時間からその日の営業時間終了時までとします。尚、月額会員（固定席）（フリー席）（法人・団体）の記名登録者は契約期間中、継続しロッカーを利用できます。但し、月額会員（フリー席）はオプションサービスを申し込んだ者に限ります。
2. 当施設のロッカーは以下のものは収容できません。
 - （1）現金及び有価証券
 - （2）貴重品もしくはそれに該当する物
 - （3）毒性のあるもの、爆発物等の危険物
 - （4）法令等により所持、携帯が禁止されている物
 - （5）臭気を発するもの、不潔、腐敗物
 - （6）ロッカーを破損、毀損する可能性のある物
 - （7）その他保管に適さないと認められる物
3. 利用期間を経過した場合には、当法人関係者にて、ロッカーを開錠しその内容を確認の上、当施設にて当該拾得物を一時保管いたします。尚、当該拾得物は一定期間後に警察へ届けます。
4. ロッカー利用者は十分に注意をもって使用するものとし、ロッカーの汚損・破損、施錠装置に関わる暗証番号等の紛失・喪失の場合には、直ちに当法人に届けるものとする。当法人は

当該汚損・破損の修繕、施錠装置の修繕・交換等にかかる代金の実費を、ロッカー利用の記名登録者、同伴者に対し請求できるものとします。尚、この場合の実費は、当法人の指定業者による見積りによる金額とし、減額等の申し出は一切応じられないものとします。

5. ロッカーの収容品に滅失等の損害が生じた場合、当法人はその賠償の責任を負いかねます。

第19条（フリースペースの利用について）

1. 会員は、フリースペースを自由に利用頂けます。
2. フリースペースを利用の際は、会員証は見やすい場所に携帯してください。

第20条（MTGBOXの利用について）

1. MTGBOXは非会員、ドロップイン、一般会員を除く記名登録者1名につき、MTGBOX（大）月2時間、MTGBOX（小）月5時間まで利用できます。
尚、1回の利用予約における延長利用はご遠慮願います。利用時間終了時にはすみやかにご退室頂くようお願いします。
2. 月額会員（法人・団体）を申し込まれた団体・法人さまは契約1口につきMTGBOX（大）月5時間、MTGBOX（小）月5時間、EVENT BOX月2時間まで利用できます。
MTG BOX（大）、EVENT BOXの利用は毎月どちらか選択して利用していただきます。
3. MTGBOXの予約、キャンセル等は、弊社指定の方法にて行ってください。当該施設の予約は利用日の6ヵ月前から予約を承ります。
4. MTGBOXの利用時間終了後すみやかにご退室頂けない、予約にも関わらず利用がない、突然のキャンセル等が著しい等、他の利用者の平等な施設利用が損なわれる行為が見受けられる記名登録者に対しては、当法人の判断で、MTGBOXの利用を制限する場合があります。
5. 各MTGBOXの定員は別表記載の通りです。
6. MTGBOX利用開始時とご利用終了時には、必ず受付にて確認をお願いします。
7. 月間無償利用時間を超える場合の施設利用料は、入会契約約款に基づき所定の金額と方法にて支払うものとする。
8. MTGBOXを利用する者は、MTGBOX利用にあたり注意をもって使用するものとし、MTGBOXおよび当該施設内の机、椅子等の什器、備品等を汚損、破損等しないものとします。尚、利用終了時に汚損、破損等が著しい場合、当法人は、その修繕費用の実費を当該記名登録者またはMTG BOX予約者に請求できるものとします。

第21条（EVENT BOXの（貸切）利用について）

1. 当施設の会員の者はEVENT BOXを貸切にて利用できます。
2. 月額会員（法人・団体）を申し込まれた団体・法人さまは契約1口につきEVENT BOX月2時間まで利用できます。MTG BOX（大）、EVENT BOXの利用は毎月どちらか選択していただきます。
3. 貸切利用希望者は、弊社指定の予約方法にて予約を行ってください。予約は利用日当日の3

ヵ月前から可能です。

4. 貸切利用できる日取りと利用人数は、当法人の判断・裁量により制限される場合があります。あらかじめご了承ください。
5. 貸切をキャンセルする場合、利用当日の7日以内よりキャンセル料が発生します。予めご了承ください。尚、キャンセル料は入会契約約款に基づき所定の金額と方法にて支払うものとする。
6. EVENT BOX の利用用途・内容については、当法人の判断・裁量により制限される場合があります。詳細についてはお問合せください。
7. 施設利用料は、入会契約約款に基づき所定の金額と方法にて支払うものとする

第22条（リフレッシュスペースの貸切利用について）

1. 当施設の会員の者はリフレッシュスペースを貸切にて利用できます。
2. リフレッシュスペースの見学、予約、キャンセル等は、弊社指定の予約方法にて予約を行ってください。当該施設の予約は利用日の6ヵ月前から予約を承ります。
3. リフレッシュスペースを利用する記名登録者（代表者）は、リフレッシュスペース利用にあたり注意をもって使用するものとし、リフレッシュスペースおよび関連する備品等を汚損、破損等しないものとします。尚、利用終了時に汚損、破損等が著しい場合、当法人は、その修繕費用の実費を当該記名登録者または同伴者に請求できるものとします。なお、当該施設利用において発生した一切の事故や怪我などの責任を負いかねますことをあらかじめご了承ください。
4. 貸切利用希望者は利用日当日の7日前までに受付にて予約してください。予約は利用日当日の3ヵ月前から可能です。
5. 貸切利用できる日取りと利用人数は、当法人の判断・裁量により制限される場合があります。あらかじめご了承ください。
6. 貸切をキャンセルする場合、利用当日の7日以内よりキャンセル料が発生します。予めご了承ください。尚、キャンセル料は入会契約約款に基づき所定の金額と方法にて支払うものとする。
7. リフレッシュスペースの利用用途・内容については、当法人の判断・裁量により制限される場合があります。詳細についてはお問合せください。
8. 施設利用料は、入会契約約款に基づき所定の金額と方法にて支払うものとする。

第23条（OABOXの利用について）

1. 記名登録者および同伴者は、OABOX に設置の複合機を利用頂けます。各種料金についてはOABOX 掲示の料金表を確認ください。
2. OABOX では、当設内プリントアウト対応専用端末より印刷を可能にするインターネット印刷サービスをご用意しております。このサービスのご利用を希望される場合は受付までご連絡ください。

3. 当法人は、複合機の利用およびインターネット印刷サービスを利用したことによる、記名登録者および同伴者に生じた損害は、一切の責任を負いかねます。予めご了承ください。
4. OABOXにて、FAXを利用される場合、当法人の発信番号によるFAX送信になること予めご了承ください。
5. OABOXの複合機にて、一度に大量のコピー・プリントアウト等をされますと、機器の故障の原因や他の利用者へのご迷惑となりますのでご遠慮ください。
6. OABOXの複合機利用では、長時間の利用等、他の利用者に迷惑をかける行為はご遠慮願います。
7. OABOXの複合機利用にかかる料金についての一切の払い戻しはお受けできません。
8. OABOXの複合機等の故障、修繕等により、本サービスがご利用頂けない場合があります。予めご了承ください。

第24条（当施設蔵書の利用について）

1. 記名登録者および同伴者は、当法人蔵書の書籍を閲覧することができます。閲覧が終わった際には必ず元の場所に返却をお願いします。
2. 蔵書の当施設外への持ち出しは禁止しております。予めご了承ください。

第25条（貸出備品について）

1. 貸出備品の利用の際は、受付にご連絡ください。他の利用者の平等な貸出備品利用が損なわれる行為が見受けられる記名登録者には、当法人の判断により、貸出備品のご利用を制限する場合があります。
2. ご利用開始時とご利用終了時には、必ず受付にお越しくください。
3. 貸出備品の内容と利用料金は別途当法人が定める通りとします。尚、当法人は、その判断・裁量で貸出備品の内容を改廃できるものとし、会員はこれを予め承諾するものとし、
4. 貸出備品を利用する記名登録者は貸出備品を注意をもって使用するものとし、貸出備品を汚損、破損等しないものとし、尚、利用終了時に汚損、破損等が著しい場合、当法人は、その修繕費用の実費を当該記名登録者または同伴者に請求できるものとし、

第26条（通信設備の利用について）

1. 記名登録者および同伴者は、当施設内の無線LAN、有線LANを利用してインターネットへのアクセスができます。
2. 記名登録者および同伴者は、自己の責によりLANサービスの利用に際してのセキュリティ対策、ウイルス対策を行なうものとする。当法人は、LAN利用における記名登録者および同伴者に発生した損害につき、一切の責任を負いかねます。

第27条（紹介、ビジネスアドバイス、情報提供サービス）

1. 当法人は、会員・アライアンスパートナーから提供、開示されるビジネス情報をもとに会員

に対し、以下のサービスを提供します。本サービスの具体的な提供方法は当法人が判断・裁量をもって決めるものとします。

(1) 紹介サービス

- ・会員等情報を活用し、当施設会員に対し他の会員や会員でない者を紹介し相互の交流の促進を行うサービス
- ・会員等に有益と思われる個人や法人の紹介を行うサービス

(2) ビジネスアドバイスサービス

- ・会員の推進するプロジェクト等に対してアドバイスをを行うサービス
- ・会員の推進するプロジェクト等に他の会員の協力を要請するサービス

(3) 情報提供サービス

- ・当法人が会員に対して有益と判断する情報を、会員へ積極的に提供するサービス

2. 会員は本サービスの品質向上、または当施設の目的実現の為、自らの営業やプロジェクト活動等に支障のない範囲で、当法人に対して会員等情報の提供、開示に協力するとともに、当法人が本サービスに関連して会員等に各種協力を要請した場合、会員等は誠意を持ってこれに協力するものとします。
3. 会員は入会后当法人に対し、営業やプロジェクト活動等に支障のない範囲で正確な会員等の情報を当法人所定の方法により登録するものとする。会員は、当法人で登録された会員情報等を第1項記載の目的で利用することを予め承諾するものとします。尚、当法人に登録された会員等の情報を本サービスに利用することにより会員に発生した損害については一切責任を負いかねます。
4. 会員は登録された会員等情報に変更または削除の必要性が発生した場合、その旨を当法人に届出るものとします。尚、当法人は会員から届出がない場合でも、当法人に登録された情報等につき明らかに変更もしくは削除の必要があると判断した場合は、当該会員に予告なくこれを変更もしくは削除するものとします。
5. 当法人は、第1項記載の目的で会員により登録された会員等の情報を利用するものとし、利用する会員情報のうち、当該目的から逸脱する個人情報等の情報については利用の対象外とします。
6. 当法人は、本サービスで提供する情報について、真実性、正確性、有効性等に関してなんら保証するものではありません。当法人は、会員の本サービス利用が起因となった一切の損害に対し、いかなる責任も負いかねます。

第28条 (荷物オプションサービス)

1. 当法人は、施設内 MTG BOX または EVENT BOX 利用者に対し、荷物の事前預かりサービスを提供します。利用希望者は、予約時にその旨をお伝えください。当法人は、本サービス利用が起因となった一切の損害に対し、いかなる責任も負いかねます。

2. 当法人は、施設内 MTG BOX または EVENT BOX 利用者に対し、会場利用後の荷物集荷代行サービスを提供します。利用希望者は、利用時にその旨を伝え、必要書類の記載にて申し込むものと

します。当法人は、本サービス利用が起因となった一切の損害に対し、いかなる責任も負いかねます。

—以下余白—

第4章 別表

別表1 MTGBOX 規定

MTGBOX	定員	利用料金
MTGBOX 1	4名	金 500 円/30 分
MTGBOX 2	4名	金 500 円/30 分
MTGBOX 3	4名	金 500 円/30 分
MTGBOX 4	20名	金 1,000 円/30 分

別表2 EVENTBOX 規定

定員：50名（同施設内付帯機材は無償で貸出）

料金：2,500 円/30 分

EVENTBOX キャンセル料金

キャンセル料金発生日	キャンセル料金	備考
6日前	利用料金の10%	キャンセル料金の支払いは当方針の定める方法と時期にすみやかに お支払いいただくこととします。
5日前	利用料金の20%	
4日前	利用料金の30%	
3日前	利用料金の40%	
2日前	利用料金の50%	
1日前	利用料金の80%	
当日	利用料金の100%	

※MTG BOX、EVENT BO の利用に当たり月額会員（固定席）（フリー席）（法人・団体）もしくは一般会員の登録がお済でないお客様は上記合計時間の利用料金と合わせて1,000 円/1 回（税別）頂戴いたします。

別表3 リフレッシュスペース規定

定員：10名

料金：1,000 円/30 分（会場のみ貸出）

リフレッシュスペースキャンセル料金（天候によるキャンセルの場合は免責）

キャンセル料金発生日	キャンセル料金	備考
6日前	利用料金の10%	キャンセル料金の支払いは当方針の定める方法と時期にすみやかに お支払いいただくこととします。
5日前	利用料金の20%	
4日前	利用料金の30%	
3日前	利用料金の40%	
2日前	利用料金の50%	
1日前	利用料金の80%	
当日	利用料金の100%	

別表4 機材貸出 利用料金

種類	保有台数	利用料金
液晶プロジェクター	2台	金 1,000 円/回
自立式スクリーン	1台	金 500 円/回
一眼レフカメラ	1台	金 500 円/回
BBQ 用ガスグリル	1台	金 500 円/30 分

別表5 荷物オプションサービス 利用料金

サービス内容	要件	利用料金
荷物の事前預かりサービス	2箱まで	金 1,500 円
	5箱まで	金 2,500 円
	6箱以上	応相談
荷物集荷代行サービス	1回	金 500 円

以上

コワーキングスペース「未来会議室」 個人情報の取り扱いについて

一般社団法人 未来会議室（以下、当法人という）は、当施設の利用者に対して、高品質のサービスを提供し、当施設の利用者との信頼関係値を築くことを目指します。

そのため、当法人は当施設の利用者の個人情報につき、重要な情報資産として、適法かつ公正な方法で取得を行ない、適切に管理、保護、利用させていただきます。

本文は、個人情報の保護に関する法律の規定に則って、当法人が個人情報を取扱うにあたっての、その利用目的を公表、その取扱い等についてお知らせするものとします。

1. 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付けられた番号、記号その他の符号、画像若しくは音声によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む）とします。

2. 登録者

登録者とは、本規約に同意した上で当法人が提供した登録フォームを利用して個人情報を記述・入力・送信する方とします。

3. 個人情報の管理

当法人は、登録者の個人情報が第三者に不当に触れることがないように、合理的な範囲で厳重に管理いたします。登録者の個人情報の閲覧は、当法人が認めた者に限定します。

4. 個人情報収集の目的

当法人が保有する当施設の利用者の個人情報をすべては以下の目的で利用させていただきます。当法人は、ご本人のご同意を得ず、この利用目的の達成に必要な範囲を超えて当施設の利用者の個人情報を利用いたしません。

- (1) 当施設の利用者のご契約につき、当法人にてそのご契約の管理を適切に行う為。
- (2) 当法人での、会員制施設運営に関するレンタルオフィス・会議室業務、イベント企画・制作・実施及び広報支援・広告代理業務、企業・学校法人の研究開発支援及び法人間提携斡旋業務、その他付帯コンサルタント業務など、当施設の利用者のお問合せ、お申込み等の商談に、適切な対応を行う為。
- (3) 当法人の運営施設紹介、各種サービス・イベント情報の紹介を電子メール、ダイレクトメール、電話等でご案内させていただく為。
- (4) 当法人が作成・配信するメールマガジンへの登録促進や登録情報に関する連絡、登録情

報の管理、各種アンケート実施を行なう為。

(5) 当法人の運営施設の利用者により良いサービスを提供させていただく為の当法人におけるマーケティング調査・分析に利用する為。

(6) 当法人の運営上必要な各種管理を行なう為。

尚、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく際は、その利用目的・用途を明確にし、事前にご本人の同意をいただきます。

5. 個人情報の利用

当法人は、以下の場合を除き、登録者の個人情報を当該登録者の同意を得ずに第三者に開示したり、前項記載の目的以外の目的で利用することはいたしません。

・法令に基づく場合

・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

・公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

6. 預託について

当法人が運営する WEB サイト内の登録フォームに入力、または当施設にて記入された情報は、当法人が十分な個人情報の保護水準を満たしているとの判断の上契約し、必要かつ適切な監督を行う会社のデータベースサーバに格納することで預託されます。ただし、同社の業務は登録情報の保全・管理のみであり、当社が第4項記載の個人情報収集の目的を超えて、登録者の個人情報を開示あるいは提供もしくは利用することは一切ありません。

7. 個人情報の開示・訂正・削除

登録者より本人情報の開示・訂正・削除依頼があった場合、妥当な範囲で対応いたします。登録者が、登録フォームより送信した個人情報の訂正を希望する場合は、第10項のお問い合わせ先へ連絡するものとします。

8. 個人データの保護・管理

当法人では、社内マニュアル等を定め、お客様の個人データの管理にあたっては、適切な管理を行ないます。また外部への流出のために最大限の注意を払います。さらには、外部からの不正アクセス、紛失、改ざんなどの危険行為に対して、適切かつ合理的なレベルの安全対策を実施します。

9. 規約の変更

当法人は、登録者から事前の承諾を得ることなく本規約を随時変更することができるものとします。

10. お問い合わせ先

個人情報の開示、訂正、削除等の問い合わせは、当法人にまで直接お問い合わせ連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ窓口】

一般社団法人 未来会議室 個人情報お問い合わせ窓口

受付時間：月～金 10：00～18：00（祝日・年末年始を除く）

TEL：096-356-0120

E-mail：contact @mirai-k.or.jp